

## 22 経営サポート「新連携支援」

### 概 要

連携により新たな事業活動にチャレンジする中小企業を、補助金、資金調達、アドバイス等で支援します。中小企業による連携組織である中小企業組合の設立・運営等を支援します。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/index.html>

### 問い合わせ先

中小企業庁

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL：03-3501-1511（代表）

## 23 産業廃棄物処理事業振興財団による助成措置

### 概要

資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための方策として、助成事業を実施しています。

<http://www.sanpainet.or.jp/service02.php>

### 申請資格

次の全ての条件を満たしている者としてします。

- ① 産業廃棄物の処分を業として行う者若しくは行う予定の者又はそれらの持株会社等
- ② 農林漁業バイオ燃料法第7条第1項に規定する認定研究開発事業者
- ③ 小型家電リサイクル法第11条第4項第1号に規定する認定事業者等
- ④ プラスチック資源循環促進法第9条第1項に規定する認定プラスチック使用製品製造事業者等、同法第40条第4項第1号に規定する認定自主回収・再資源化事業者及び同法第49条第4項第1号に規定する認定再資源化事業者
- ⑤ 資源有効利用促進法第31条第1項に規定する認定製品製造事業者等

### 対象となる事業

産業廃棄物に関する次の(1)～(6)を対象事業とします。

- (1) 3Rに関する技術開発事業、又は脱炭素化技術を含む環境負荷低減に関する技術開発事業（以下「技術開発」という）
- (2) 高度技術を利用した3R、又は高度技術を利用した脱炭素化を含む環境負荷低減施設の整備事業（以下「高度技術施設」という）
- (3) 上記(1)、(2)に関する起業化のための調査事業
- (4) バイオ燃料認定研究開発事業
- (5) 小型家電リサイクル認定研究開発事業
- (6) プラスチック資源循環認定研究事業

※産業活動やリサイクル事業から発生する熱・電気等のエネルギー源等を活用し、農林水産業等、地域の振興に資するような地域循環共生事業も含む。

※(4)～(6)の事業については、認定を受ける見込みである事業も対象としますが、その場合は事前に事務局までご相談ください。

### 問い合わせ先

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 10階

TEL : 03-4355-0155

FAX : 03-4355-0156

## 24 産業廃棄物処理事業振興財団による債務保証

### 概要

全国に産業廃棄物処理施設の整備促進を図るため、産業廃棄物処理のモデルとなる優良な処理施設の整備を進める処理業者等に向けて、必要な資金の借入に対する債務保証を行っています。

<http://www.sanpainet.or.jp/service01.php>

### 被助成者の資格

財団の被助成者となる資格を有する者は、以下の者とする。

- ① 産業廃棄物の処分を業として行う者若しくは行う予定の者又はそれらの持株会社等
- ② 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第5条第1項に規定する認定事業者（認定事業者が事業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。）
- ③ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第11条第4項第1号に規定する認定事業者等
- ④ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号、以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第9条第1項に規定する認定プラスチック使用製品製造事業者等、同法第40条第4項第1号に規定する認定自主回収・再資源化事業者及び同法第49条第4項第1号に規定する認定再資源化事業者
- ⑤ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号、以下「再資源化事業等高度化法」という。）第12条第1項に規定する認定高度再資源化事業者、同法第17条第1項に規定する認定高度分離・回収事業者及び同法第21条に規定する認定再資源化工程高度化計画実施者
- ⑥ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号、以下「資源有効利用促進法」という。）第31条第1項に規定する認定製品製造事業者等

### 保証対象

以下の事業の実施に必要な設備資金と開業後3年間の運転資金

- 「産業廃棄物処理特定施設整備法」で規定する特定施設※の整備
- 共同で実施される処理施設の整備・研究開発等の事業
- 産業廃棄物処理施設の近代化・高度化
- 「農林漁業バイオ燃料法」で規定する認定事業者が行う特定バイオ燃料製造施設（産業廃棄物処理に該当するものに限る）の整備
- 「小型家電リサイクル法」で規定する認定事業者が行う再資源化施設（産業廃棄物処理に該当するものに限る）の整備
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」で規定

する認定事業者等が行う認定プラスチック使用製品の製造施設  
や使用済プラスチック使用製品の再資源化施設の整備  
※特定施設とは、法律が規定する規模その他所定の要件を満たす  
産業廃棄物処理施設のことをいいます。

保証割合	原則として保証先金融機関が行う融資額の 50%以内
保証金額	原則として 500 百万円以内
保証料	金融情勢に応じて、随時見直し
保証期間	10 年以内（据置期間 3 年以内を含む）
担 保	原則として保証対象物件に第 1 順位（同順位可）の抵当権を設定
保証人	当該法人の代表者または他の資力のある法人。
保証対象金融機関	銀行・信用金庫・信用組合等の金融機関

#### 問い合わせ先

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 10 階

TEL：03-4355-0155